

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バングラデシュ	第二次ダッカ市雨水排水施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	第二次ダッカ市雨水排水施設整備計画を実施するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	32,000千円 H19.3.31まで	H19.2.11 ダッカで (同日)	日本側 井上正幸在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アミヌル・イスマラム・ブイヤン 財務省経済関係局次官	H19.2.27 107号
バングラデシュ	第二次ダッカ市雨水排水施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	第二次ダッカ市雨水排水施設整備計画を実施するために必要な 1. ボンゾア場の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1.、2及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与 5. 上記2.の機材及び3.の車両の操作指導に必要な役務の供与	919,000千円 (H19年度 125,000千円) H20.3.31まで (H20年度 794,000千円) H21.3.31まで	H19.6.12 ダッカで (同日)	日本側 井上正幸在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アミヌル・イスマラム・ブイヤン 財務省経済関係担当次官	H19.6.26 365号
バングラデシュ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	294,000千円 (H19年度 37,000千円) H20.3.31まで (H20年度 134,000千円) H21.3.31まで (H21年度 75,000千円) H22.3.31まで (H22年度 48,000千円) H23.3.31まで	H19.6.12 ダッカで (同日)	日本側 井上正幸在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アミヌル・イスマラム・ブイヤン 財務省経済関係担当次官	H19.6.26 366号
バングラデシュ	モウルビバザール気象レーダー設置計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	モウルビバザール気象レーダー設置計画を実施するために必要な 1. 気象レーダー塔施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,000,000千円 H20.3.31まで	H19.6.12 ダッカで (同日)	日本側 井上正幸在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 アミヌル・イスマラム・ブイヤン 財務省経済関係担当次官	H19.6.26 369号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
バングラデシュ	地方道路簡易橋設置計画のため の贈与に関する日本国政府とバ ングラデシュ人民共和国政府と の間の交換公文	地方道路簡易橋設置計画を実施するために必要な 1. 資材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	611,000千円 H20.3.31まで	H19.8.15 ダッカで (同日)	日本側 井上正幸在バング ラデシュ大使 側 アミヌ ル・イスラム・アイヤン 財務省経済関係担当次官	H19.8.30 494号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。